

公示番号：19a00479

国名：コスタリカ

担当部署：中南米部中米・カリブ課

案件名：生活改善の効果検証にかかる情報収集・確認調査（生活改善）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：生活改善
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年11月上旬から2020年2月末まで
- (2) 業務 M/M：国内 0.90M/M、現地 1.00M/M、合計 1.90M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 国内作業 5日
 - ・ 現地業務 30日
 - ・ 帰国後整理期間 13日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月25日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き）（https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf）をご覧ください。
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年10月11日（金）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点

④その他学位、資格等

16点
(計100点)

類似業務	生活改善に係る各種業務
対象国／類似地域	中米・カリブ地域／全世界
語学の種類	西語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

中米・カリブ地域は、他の開発途上地域と比較して所得水準の改善はみられるものの、国内の貧富の格差は依然として高い国も多い¹。JICAは特に貧困層の多い農村地域への協力手法として、日本でも戦後の農村に導入された「生活改善」が有効であると考え、2005年より、中米・カリブ地域を対象として生活改善にかかる研修コースを継続的に実施してきた。また同研修の帰国研修員により各国において様々な取り組みが実践されるなか、制度化に繋がるなど、特に顕著な進展がみられたコスタリカ及びドミニカ共和国に対し、2014年8月～2016年10月、2017年2月～2019年5月にかけて、「中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー」を複数回派遣した。同アドバイザーの派遣を通じて、両国における生活改善アプローチ²の普及が促進され、また中米・カリブ地域にて生活改善の取り組みを蓄積・閲覧できるシステム（以下SIMEVIシステムと記載）が構築された。同システムには、専門家活動の終了後も中米・カリブ地域各国での事例が投稿されている。

7. 業務の内容

本調査では、コスタリカにおける生活改善アプローチを活用した取り組みをSDGs及び多元的貧困指標の観点から分類・分析し、生活改善アプローチの活用がSDGsにどのように貢献し得るのかを整理することにより、今後、各国で同アプローチの導入や普及を図る際に政策決定者の理解を促進するための資料を纏めることを目的とする。また「中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー」派遣終了後の農牧省による生活改善アプローチ普及にかかる取り組み状況を確認し、必要に応じて助言することで、同協力の効果の継続を支援する。なお、業務を進めるにあたっては、コスタリカにおける生活改善分野の帰国研修員等の活動、SIMEVIシステムへの投稿内容、農牧省による生活改善普及にかかる取り組みを把握し、相手国政府関係機関、その他生活改善活動関係者との協議、意見交換を十分に行うこととする。

- (1) 以下の業務を国内作業時に実施する。
 - ① 現地派遣渡航前に、現地業務ワークプラン（和文）を作成し、JICA中南米部に提出し、承認を得る。

¹ 世界銀行によると、例えば、パナマのGINI係数は49.9（2017年）、コスタリカは48.3（2017年）、ニカラグアは46.2（2014年）、ドミニカ共和国は45.7（2016年）。<https://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.GINI>

² 戦後日本において生活改良普及員により地域住民の生活の質を改善するために実践された取り組みを途上国の農村開発に適用した手法。同アプローチでは、農村開発に従事する普及員が「ファシリテーター」として、住民主体による生活の課題解決を促進する。

- ② SIMEVI システムに投稿されている投稿を確認し、各集落の活動傾向を把握した上で、現地調査対象集落（3～5 集落³）を決定する。なお、SIMEVI システムは以下のリンクより閲覧可能（<http://simevi.mag.go.cr>）。
 - ③ 生活改善活動の成果を現地集落にて確認するため、調査票を作成する。その際には住民の生活改善活動前後の生活の変化、意識・行動変容、満足度等を確認する項目を含めると共に、共々の活動と SDGs 及び多元的貧困指標との整合性を確認する項目を含める。調査票は、中米・カリブ課の承認を得る。
- (2) 以下の業務を現地作業時に実施する。
- ① 現地業務開始時に、コスタリカ農牧省に対し現地業務ワークプラン（西文）及び調査票の内容を説明する。
 - ② 現地調査対象集落にて、家庭訪問を通じ、生活改善の実施結果について聞き取り作業を行い、生活改善グループ別にリスト化する。現地調査にあたっては、必要に応じて、コスタリカ省庁間連携チーム⁴等の現地関係者に情報収集の協力を依頼する。
 - ③ 調査結果をデータ化し、分類・分析する。住民の生活改善活動前後の生活の変化、意識・行動変容、満足度等、生活改善の成果を確認すると共に、SDGs 及び多元的貧困指標への貢献状況についても分析する。
 - ④ 現地調査対象集落での調査結果と同集落から SIMEVI システム上にアップロードされている投稿内容を比較し、両者の差異を特定・分析することで、今後 SIMEVI システムに対して追加的にインプットすべき情報の抽出を含め、今後の活用に向けた課題・可能性を検討する。
 - ⑤ コスタリカ農牧省による生活改善手法普及活動に係る取り組み状況、特に「生活改善エキスパート研修⁵」の結果を確認し、必要に応じて農牧省に対し助言を行う。
- (3) 以下の業務を帰国後整理期間に実施する。
- ① 調査結果を現地業務結果報告書（和文・西語）に纏め、JICA 中南米部に対して説明を行った後、JICA 中南米部に提出し、承認を得る。

8. 業務実施に係る留意事項

(1) 生活改善分野の協力の成果

本業務においては、対象集落における現地踏査・聞き取り調査を通じた生活改善普及活動の効果検証及びコスタリカ農牧省による普及活動にかかる取り組み状況の確認が主であるものの、現在までに JICA によって実施されてきた中米・カリブ地域向けの生活改善アプローチを活用した研修等の概要について把握したうえで、同業務に従事すること。

9. 報告書等

³ 1 集落あたりの生活改善グループ所属者は約 15～30 人。

⁴ 農牧省、農村開発庁、保健省が国・地域レベルで連携チームを形成し、生活改善普及活動を実施中。

⁵ 農牧省が、既存の省庁間連携チームに対し、生活改善エキスパート育成研修を実施することで、同チームの能力強化と同チームによる新たな普及員育成を図ったもの。コスタリカでは近年の普及員の高齢化に伴い世代交代が見込まれる一方、今後の面的展開に向けた人材の確保のため、普及員育成の必要性が生じたため、上記研修を実施した。

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 現地業務ワークプラン（電子データ）
現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書（電子データ）
記載項目は以下のとおり。
 - ① 業務の具体的内容
 - ② 業務の達成状況
 - ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処

10. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、成田/羽田⇄ヒューストン⇄サンホセ

11. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - ① 現地業務日程
現地派遣は、2019年11月13日から2019年12月12日までを予定しています（1回）。
 - ② 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎
あり
 - イ) 宿舍手配
あり
 - ウ) 車両借上げ
あり
 - エ) 通訳備上
なし
 - オ) 現地日程のアレンジ
原則 C/P と直接調整して頂きますが、JICA コスタリカ支所にて必要に応じ支援いたします。
 - カ) 執務スペースの提供
なし
- (2) 配布資料
 - ① 本業務に関する情報は以下のリンクより閲覧可能です。
・ SIMEVI システム (<http://simevi.mag.go.cr>)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA コスタリカ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上